

平成30年度

第14回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年8月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

1 番	宇治田清治	1 3 番	廣井 伸多
2 番	山本 宏一	1 4 番	辻本 傑
3 番	土橋 ひさ	1 5 番	吉川 松男
5 番	曾根 光彦	1 6 番	大河内壽一
6 番	坂東 紀好	1 7 番	山本 茂樹
8 番	湯川 徳弘	1 8 番	谷河 績
9 番	藤井 幹雄	1 9 番	中村 弘
1 0 番	岩橋 章		
1 1 番	和田 好夫		
1 2 番	藤井 高		

欠席委員（2名）

4 番	有本 太一
7 番	吉中 雅三

出席職員

農業委員会事務局

局 長	田村 佳紀
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清滝 篤樹
班 長	中川 拓哉
企 画 員	井口小都美
事務副主任	殿元 輝之
事務副主任	稲垣 良典
事務副主任	東 健太
主 事	河原 千春

13時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第14回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績）ただいまより、第14回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月27日、山本茂樹委員、土橋委員、廣井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。なお、本日の総会に有本委員、吉中委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、曾根委員、坂東委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆稲垣 事務副主任 番外 説明いたします。本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、9件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の通知について、説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

なお、No2及びNo3はそれぞれ利用権の解約であり、議案第7号農用地利用集積計画についてのNo1と関連しています。

以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届け出について、説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

No1申請地は西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジの南約・・・mに位置しています。申請人は、経営面積6,123㎡を有する農家です。既存の農業用倉庫が道路用地として買収されたことに伴い、新規の農業用倉庫が必要となったため届出をするものです。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。平成30年7月9日付、19日付、30日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で13件ありました。平成30年7月9日付、19日付、30日付で受理通知書を交付しています。

なお、No1は使用貸借権設定で、No2とNo10は賃貸借権設定です。また、No8は開発許可済となっております。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣 事務副主任 番外 説明いたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、3件ございました。合計面積は田が11,951㎡で

す。なお、7月6日付で県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆河原主事 番外 説明いたします。

机上に対象農地の写真を配付しておりますのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は1,817㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第7号No3で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆井口企画員 番外 説明いたします。本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったもので、2件ございました。いずれも、相続人から、耕作を

継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が1件ございました。

N o 1 昭和28年頃より宅地として利用している。またN o 1 については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われる。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。N o 1 からN o 4 については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当し

ないため許可要件の全てを満たしています。

また、N o 1 とN o 2 は互いの土地を交換するものです。

なお、N o 4 については、譲受人が経営している農地の一部が耕作されていなかったため、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）なお、N o 4 につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆13番（廣井伸多） 議案第4号N o 4 について説明いたします。

去る7月27日に山本委員、土橋委員、事務局殿元副主任と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は県道井ノ口秋月線のすぐ南側で、東側には紀伊風土記の丘カースクールがあります。申請人は現在・・歳で・・・・・に居住し、・・・・・にある・・・・・という有機農産物及び有機加工食品の企画開発・販売等を行う会社に勤務していました。その縁で有機農法に興味を持ち、自身も有機農業に携わりたくなり、・年前に・・・・・に・・・・・㎡を借りて有機農業を始めました。そこではオクラ、玉ねぎ、キャベツ、人参等を栽培し主に・・・・・に出荷しています。その際有機JASを取得しました。その後・・・から実家近くの・・・に引っ越し、利用設定権で・・・・・㎡を本申請地の一筆の南隣に本年・月に借り受けました。更なる事業規模拡大の為に耕作地を探していた所、知人を介して後継者がいない譲渡人から本申請地を3条取得する事となり今回の申請に至る事となりました。

本申請にあたり事務局殿元副主任が・・

・の農地と和歌山市内の農地を現地調査したところ、・・・の農地に関しては一部のみ耕作、和歌山市の農地は耕作の跡が見られませんでしたが。事情聴取でその点について質問すると緑肥を植えたり、春に収穫を済ませた農地であったり、家庭の事情により以前一緒に耕作していたご主人が・・・に勤務せざるを得なくなり、その分一人で賄いきれない部分もあったとの回答でした。幸いにも家庭の事情も目途がたち、再びご主人と一緒に耕作できるので今後は全部耕作しますとの力強いお言葉を頂き、和歌山市の農地も年1回の有機JAS取得受付が済次第耕作するとの事。作付品目も新たにレタス、豆類、大根等を増やす予定です。農機具については一式所有し、有機栽培には欠かせないハンマーナイフモアという自走式草刈機も所有しているとの事。最後に有機農法といっても隣接の農家に緑肥と雑草の誤解を受けない事、圃場管理をきちんとして雑草の放置で迷惑をかける事、その集落のルールを守る事など事務局清瀧副課長から話され、申請人の言質をとりました。

ご主人もまだ・・・歳と若く、パートも現在の一人から増員して対応するとの事で特に問題は無いと思われませんが皆様の慎重なご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。

ただいま、議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1申請地は、山口地区・・・、山口小学校の南東約・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は現在マンションに住んでいますが、実家及び耕作地に近い当該申請地へ新たに住宅を建築するため、転用するものです。

No2申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターの東約・・・mに位置し、概ね500m以内に市の支所がある、第2種農地に該当します。申請者は農業を営んでおりますが、以前から農地の縮小を考えていたところ、建設業を営む・・・から土砂、碎石、重機等の資材置場として貸してほしいとの申出があったため、転用するものです。

No3申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館の南約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地北側に隣接する申請者の自宅が老朽化し、建替え工事を行う必要があり、そのための通路として転用するものです。なお、農用地の除外もされております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第5号は可決と決定しました。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1申請地は、紀伊地区・・・、北サービセンターの北東約・・・mに位置し、概ね500m以内に市の支所がある、第2種農地に該当します。申請者は運送業を営んでおり、事業の拡大に伴い、現在の出張所が手狭となってきたことから、代替地として転用するものです。

なお、開発許可申請中で特定事業許可申請中です。

No2申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の北約・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は自営業を営んでおり、近隣からの需要があることから駐車場及びその進入路として転用するものです。

No3申請地は、三田地区・・・、交通センター前駅の南西約・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は寝具類製造販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の社員用駐車場が手狭となってきたことから、代替地として転用するものです。

No4申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校の北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は建設用部品の販売業を営んでおり、申請地が現在、役員邸の擁壁の役割を果たしていることから、将来他の用途に転用されることを防ぐため、山林として取得するものです。

No5申請地は、安原地区・・・、紀北養護学校の東約・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は、現在岩出市の賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長などにより手狭となってきたため、実家に近い父親所有の農地に住宅を建築するため転用するものです。

なお、使用貸借権設定で、開発許可申請中です。No1につきましては現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）なお、No1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番(山本茂樹) 議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請No1について説明いたします。

去る7月28日(金)、土橋委員、廣井委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請者は・・・の・・・です。代表取締役社長は・・・、設立年月日は昭和・・・年・月・・・日、資本金・・・万円、従業員・・・人、年間売上額は・・・億円、保有トラック台数は・・・台です。申請内容は現在和佐中に出張所を設けていますが、ここは借地であり敷地も狭く前面道路は交通量も多く出入りに不便をきたしていますので、この度申請地の農地を取得、転用して運送事業の倉庫、事務所、駐車場に利用し和歌山市内の拠点にしたいとのことです。申請地は和歌山市・・・番地・・・面積・・・㎡の他7筆、合計

面積・・・㎡の農地です。この土地は北サービスセンターから約・・・mの所にあり第2種農地にあたります。現場は県道粉河加太線沿いに面し運送業には最適な場所であります。・・・cmほど土地をかさ上げして県道より低くしてスロープで降りて利用する計画です。隣接農地の同意は得ており、排水は南側水路へ排水するため六箇井土地改良区の同意を得ています。又、開発許可申請の関係上・・・の同意も得ております。なお、大雨の対策として雨水調整地を設ける計画です。以上問題ないと思いますがみなさんの慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。

ただいま、議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が4件ございました。

No1、No3は賃貸借権、それ以外は使用貸借権の設定です。期間はNo1からNo3が3年、No4が5年です。また、No3、No4については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。面積は田が8,504㎡、畑が3,395㎡、合計11,899㎡でした。以

上です。

◆会長（谷河 績）議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので、第14回総会を閉会いたします。

13時37分 閉会